

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十四号

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則（平成十四年佐賀県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の条例第二条第一項第一号に掲げる団体の項の次に次のように加える。

条例第二条第一項第二号に掲げる団体	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館
-------------------	-------------------

別表第一中	条例第二条第一項第二号に掲げる団体	を	条例第二条第一項第三号に掲げる団体
	条例第二条第一項第三号に掲げる団体		条例第二条第一項第四号に掲げる団体

に改める。

附 則

この規則は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行する。